LEGAL INSIGHTS

Issues Related to COVID-19



知的財産 / エンタテインメント 4-1

オンライン授業における著作物利用の留意点

弁護士小坂準記弁護士角藤大樹弁護士鈴木和貴

Question

「授業目的公衆送信補償金制度」により、学校等におけるオンライン授業で著作物をどのように利用することが可能になったのですか。

Answer

学校等のオンライン授業で、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる「授業目的公衆送信補償金制度」(以下「本制度」)が、COVID-19 の流行に伴うオンライン授業のニーズの高まりを背景に、当初の予定を前倒しして 2020 年 4 月 28 日から施行されました。

従来は、他人の著作物を利用した教材を複製し、生徒らに配布することは、無 許諾かつ無償で認められていましたが、インターネットで送信する場合には、原 則として著作権者の許諾が必要でした。

本制度の施行により、授業に必要と認められる限度で、著作権者の利益を不当に害しない範囲であれば、他人の著作物を利用した教材を無許諾で、学校等におけるオンライン授業においてインターネットで送信できるようになりました。

本制度では、教育機関の設置者は、相当な額の補償金を文化庁長官から指定されている一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に支払わなければなりません(その後、SARTRAS から著作権者へ分配)が、COVID-19 の流行に伴う特例的な措置として、2020 年度に限り、補償金は無償となっています。

1. はじめに

これまで、我が国では対面授業が教育の中心でしたが、ICT(情報通信技術)の進歩・発展とともに、教育においても積極的に ICT を活用しようとする取り組みがなされてきました。さらに、今般の COVID-19 の流行により、教育現場においては急遽オンライン授業への対応が迫られることとなり、教育現場におけるオンライン授業の環境整備の必要性は、急速な高まりを見せております。

2020年4月28日から施行された「授業目的公衆送信補償金制度」(以下、「本制度」といいます。)は、このようなオンライン授業の普及を後押しするものであり、今後、教育機関がオンライン授業を実施する際には、本制度を十分に理解しておく必要があります。

そこで、本稿では、本制度の概要を確認するとともに、オンライン授業において著作物を利用する際に特に留意すべき事項について確認します。

2. 本制度の概要

(1) 改正の趣旨

従来の法制度においては、教育現場において、対面授業のために著作物を必要と認められる限度で複製¹ (コピー等)して配布することや、対面授業の様子をインターネットで遠隔地の別教室等に同時中継すること(遠隔合同授業等)は、著作権者の許諾なく行うことが認められていました²。一方で、著作物を公衆送信³ (インターネット送信等)することは、授業目的であっても、遠隔合同授業等を除き、個別に著作権者の許諾を得なければなりませんでした。

しかしながら、著作権が集中管理されていないことが多く、著作権者を探し出して連絡をとることが困難な場合があること、著作権者との交渉が必ずしも容易でなく許諾を得られない場合があること、許諾を得るまでに時間がかかり授業に間に合わない場合があることなど、円滑に著作物が利用できずオンライン授業における著作物の利用を阻害しているという課題が、COVID-19 の流行以前から指摘されておりました。

このような課題を解決し、教育現場における ICT の活用を促進することを目的として、2020 (平成 30) 年 5 月 18 日に「著作権法の一部を改正する法律」(以下、「平成 30 年改正著作権法」といいます。)が成立しました。そして、権利者団体と教育関係者が共同で設置した「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を中心に、2021 年 4 月からの施行に向けた議論が進められておりました。

このような状況下において、COVID-19 の世界的な流行による緊急的かつ特例的な対応として、約1年前倒しする形で、2020年4月28日に本制度が施行されることとなりました。

(2) 本制度の概要

本制度により、これまで個別に著作権者の許諾を得なければならなかった著作物の授業目的での公衆 送信について、教育機関の設置者が一定の補償金を支払うことにより、無許諾で行うことができるよう

¹ 著作権法2条1項15号。印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の全部又は一部を有形的に再製すること。

² ただし、いずれの場合も著作物の種類、用途、複製の部数や態様、公衆送信の態様に照らして著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。

³ 著作権法2条1項7号の2。放送、有線放送、インターネット通信その他の方法により、公衆に送信すること。

になりました。

これにより、例えば、リアルタイムで配信されるスタジオ型のオンライン授業や、履修者等がインターネットを通じて任意のタイミングで視聴できるオンデマンド型のオンライン授業において、授業の様子や授業で使用する資料をインターネットで履修者等に対して送信することや、予習・復習・自宅学習用の教材をメール送信等によりインターネットを通じて履修者等に提供することが、著作権者の個別の許諾を得ることなく可能となりました。ただし、後述のとおり、授業の過程で利用するために必要な限度において、著作権者や著作隣接権者の利益を不当に害しない範囲での利用でなければ、本制度の適用を受けられないことには注意が必要です。

教育現場の著作物利用に関する従来の法制度からの変更点は、図1のとおりです。

図1 教育現場における著作物の利用

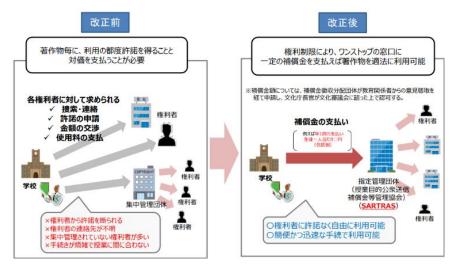
	従来	本制度施行後
		(2020年4月28日以降)
対面授業におけるコピー・配布	0	0
対面授業の同時中継	0	0
教材等のインターネット送信	X	0
スタジオ型の遠隔授業における	X	0
公衆送信		
オンデマンド型の遠隔授業にお	X	0
ける公衆送信		

◎=原則可能(許諾不要) ○=原則可能(許諾不要・補償金の支払が必要) ×=個別の許諾が必要

また、補償金は、本制度の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」(以下、「SARTRAS」(サートラス)といいます。)が一括して徴収し、権利者に分配することになっております。これにより、教育機関は、著作物ごとに都度許諾を得て対価を支払う必要がなくなり、SARTRAS に一定の補償金を支払えばよいこととなったため、権利処理及び対価の支払がより簡便な手続で行えるようになりました(図2参照)。

なお、2020年度は、COVID-19の世界的な流行による緊急的かつ特例的な対応として補償金が無償となっていますが、2021年度以降は原則どおり有償となります。

図2 学校等の授業の過程における、遠隔合同授業等以外の公衆送信により著作物を利用する場合



出典: 文化庁著作権課「平成30年著作権法改正(授業目的公衆送信補償金制度)の早期施行」4(2020年4月)

3. オンライン授業における著作物利用の留意点

本制度の適用を受けるためには、平成30年改正著作権法35条の各要件を満たす必要があります。以下では、同条の各要件のうち、本制度の下でオンライン授業において著作物を利用するにあたって特に留意すべき点を確認します。

(1)「学校その他の教育機関」であることが必要

本制度は、「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)」における授業を対象としております。

「学校その他の教育機関」とは、組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関を指し、学校教育 法その他根拠法令(地方自治体が定める条例・規則を含む。)に基づいて設置された機関と、これらに準 ずるところをいうものとされています。

例えば、保育園・幼稚園、小中学校、高校、大学などに加え、生涯学習センターや美術館、図書館、博物館等がこれにあたります。他方で、塾や予備校、企業のセミナー施設等はこれにあたらず、本制度の対象外となります。

(2) 授業の過程における利用に「必要と認められる限度」でなければならない

本制度下においても、無限定に著作物の公衆送信等が許容されるわけではなく、授業の過程における 利用に「必要と認められる限度」の利用でなければなりません。そのため、本制度の下において認められ る著作物の利用は、客観的に見て当該授業に必要な部分・部数に限られます。

(3) 著作権者の利益を不当に害しない範囲であることが必要

⁴ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_03.pdf

著作物を利用する際には、著作権者の利益を不当に害しない範囲で利用することが必要とされております。すなわち、教育機関等で著作物が利用されることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりする場合には、著作権者の利益を不当に害するものとして、本制度の適用を受けられないおそれがあります。

どのような場合に著作権者の利益を不当に害することとなるかは、著作物の種類や用途、利用態様等により個別具体的に判断することとなりますが、例えば、市販の教材を 1 部のみ購入して教材全体をコピーし、公衆送信して履修者全員で利用するような場合には、明らかに市販物の売れ行きの低下を招くものといえますので、著作権者の利益を不当に害することとなると考えられます。

(4) 利用の届出が必要

本制度の利用にあたっては、教育機関の設置者から SARTRAS に対して、教育機関名や在学者の人数等、補償金の額を算定するのに必要な情報を含む所定の届出をする必要があります。事前の届出が難しい場合には利用開始後速やかに行うことも許容されています。

4. 結語

「アフターコロナ」「ウィズコロナ」の状況下においては、オンライン授業の重要性はますます高まっていくことが予想されます。オンライン授業を行う際には、本制度を十分に理解しておくことにより、気づかぬうちに著作権者の権利を侵害してしまうことのないよう、注意を払う必要があります。

以上

⁵ SARTRAS に対する届出については、<u>https://sartras.or.jp/todokede/</u> から行うことができます。